

平成 28 年度受付分
調査を中止した事例（全文）

～ 目 次 ～

- (1) 固定資産税に関する相談……………2
- (2) 被災家屋の一部解体……………3
- (3) 児童の不登校に関する相談……………4

※ 個人情報の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) 固定資産税に関する相談

【苦情申立ての趣旨】

自宅建築のため、〇〇町A番地とB番地の2筆の土地を購入し、平成14年2月〇日、建築場所を「〇〇町A番地、B番地」とする建築確認を受けて自宅を建築した。自宅建物自体はA番地の敷地内に収まっているが、B番地にはカーポートや庭が設置されており、A番地とB番地は一体的に自宅敷地として利用している。

ところが、平成15年度から平成27年度までの固定資産税額算定にあたり、A番地は住宅用地と認定されていたが、B番地は非住宅用地と認定されており、住宅用地に適用される固定資産税軽減措置が適用されていなかった。そのため、A番地の固定資産税は年間概ね〇円～〇円程度であったが、B番地の固定資産税は年間概ね〇円～〇円程度となっていた。

そこで、平成27年6月〇日、〇〇区役所の税務課（以下「担当課」という。）に対し、「B番地はA番地と一体的に自宅敷地として利用しているのだから、住宅用地とされるべきではないのか。」と相談した。すると、対応した職員が、「昔のことでもあるし、市の落ち度なのか、そちらの落ち度なのか分からない。」と言うので、「建築確認の際にもA番地とB番地を一緒に建築場所として申請しており、それに基づいて確認済証も交付されているのだから、市としてもA番地とB番地が一体的に住宅用地として利用されていることは認識できたはずである。」と説明し、後日資料として確認済証を提出したところ、「調査して返答する」旨の回答を受けた。

同年11月〇日に担当課職員による現地調査が行われた。

平成28年4月〇日、自宅に来た担当課職員から、「〇〇町B番地の固定資産税については今年度より減額する」旨の回答を受けた。そこで、「平成15年度から27年度までに支払ったB番地の固定資産税のうち、住宅用地として軽減措置を受けていれば支払わずに済んだはずの差額分（以下「差額分」という。）についても払い戻しがあるのか。」と尋ねたが、「追って連絡する。」とのことだった。

その後、平成28年度の固定資産税については、実際にB番地についても住宅用地として軽減措置が適用されたが、差額分の払戻しについては回答がないままだった。

同年10月〇日、担当課を訪ね、平成15年度から28年度までの固定資産税に関する資料等を提出するとともに、再度、差額分について払い戻しがあるのか尋ねた。しかし、同年4月〇日に相談してからすでに6か月以上が経つにもかかわらず、「検討中です。」とのことであり、払い戻しがあるのかどうかの回答はなかった。「このような相談は先例もあるのではないか、その先例どおりに回答すればこんなに時間はかからないのではないか。」と重ねて尋ねたが、「そういった先例はない。」とのことだった。

担当課は、熊本地震以降、被災家屋の被害認定などで忙しくしているようであり、通常通りに回答できないのは理解できる。しかし、それを踏まえても、私の相談が回答に半年

以上もかかるような内容であるとは思えず、未だ回等がないことに納得できない。市には、平成 15 年度から 27 年度に支払った固定資産税について払い戻しがあるのかどうかを早急に回答してもらいたい。

なお、本件に関連する私の税務情報については、オンブズマンが調査することに同意する。

【中止の理由】

平成 28 年 11 月〇日に苦情申立人より苦情申立てが取り下げられたため。

（２）被災家屋の一部解体

【苦情申立ての趣旨】

平成 28 年熊本地震の影響で自宅が損傷し、屋根瓦や土壁の一部が落ち始めたため、自宅前を通る車や歩行者に瓦や壁が当たったら危険だと思い、4 月〇日頃に建築指導課に相談した。すると、対応した A 氏から「業者に依頼して瓦と外壁を取り壊してください。見積書、写真、請求書、領収書等は保管しておいてください。」と言われたため、後日業者に依頼し、ひとまず瓦や外壁を解体した。この時点ではまだ被災家屋の解体等についての支援制度は発表されていなかったが、A 氏の発言から、この解体のために支払った費用〇円については補助を受けられるものと思っていた。なお、自宅は、その後のり災証明の被害認定で全壊と認定されたため、残っている部分も全て解体し、新しく自宅を建て直すつもりである。

6 月〇日頃、被災家屋に関する自費解体費用の補助制度及び公費解体制度が発表されたため、同月〇日に申請予約券の発行を受け、7 月〇日に自費解体費用の補助及び公費解体の申請を行った。自費解体については、市役所 7 階の震災廃棄物対策課の窓口で領収書その他の必要書類を提出し、壁や瓦の解体のために支払った〇円についての補助を申請した。担当した B 氏に必要な書類が揃っていることも確認してもらい、申請は問題なく受け付けられた。公費解体については、市役所 14 階の窓口で、現在残っている建物部分の解体撤去を申請し、こちらも問題なく受け付けられた。

ところが、それから 1 週間ほどして、震災廃棄物対策課の B 氏から電話があり、「すみません、自費解体費用についての補助は出ません。」と告げられた。理由を尋ねると、瓦や外壁を解体しただけでは補助の対象とはならず、床まで全て解体してしまわなければならないということだった。検討しなおしてもらいようお願いします、それから 2～3 度窓口へ出向いて相談したが、やはり補助は出せないとのことだった。

公費解体については、9 月〇日に市と業者が自宅を確認しに来ることになっており、問題なく解体してもらえるものと考えているが、その後の自宅の建て直しなどを考えると、生活再建のためには少しでもお金が必要である。私は後期高齢者で年金暮らしであり、義援金等はいただいたものの、蓄えもなく、地震を受けた被災者に瓦礫の処理を負担させる行政に絶望している。〇円の解体費用を負担しなければならないということになれば、生活

再建は困難である。自費解体をするにあたっては市に相談して助言を受け、その助言どおりに行ったのであるし、自費解体費用の補助申請に必要な書類も全て揃えているのだから、市には自費解体費用の〇円を補助してもらいたい。

【中止の理由】

平成 28 年 12 月〇日に苦情申立人より苦情申立てが取り下げられたため。

(3) 児童の不登校に関する相談

【苦情申立ての趣旨】

当社は、「〇〇」という事業所で、児童発達支援・放課後等デイサービスを行っている。平成29年2月下旬、当社は不登校についての相談を受けたため、学校から事情を聞いた後、民生委員に相談をした。当社としては、不登校の問題は当事者のみで解決できるものではなく、行政や民間も含めた地域で一体となって解決すべき問題だと考えていたところ、民生委員は市に相談することをすすめてくれた。保護者や学校からも市に相談することの了承を得た。

同年3月〇日、不登校の児童に対して、今後当社が関与していく上でどのようにすれば良いかということの協議と情報提供を兼ねて、〇〇区保健子ども課のA氏に相談した。A氏は話をきちんと聞いてくれた後、「上司を呼んできます。」と言って一時退席した。その後、上司のB氏は来るなり、「療育センターや学校が関わっているので、話を一本化してください。」と淡々と言うのみで、対応を終えてしまった。

市は、まちづくりセンターを設置し、民間と協力して地域一体で様々な問題に取り組もうという姿勢を見せており、不登校問題も地域一体で解決しうる問題であるはずである。それにもかかわらず、当社に対する対応はそのような姿勢が感じられず、納得がいかない。

【中止の理由】

平成 29 年 3 月〇日に苦情申立人より苦情申立てが取り下げられたため。